

検査の背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（**持続化給付金**）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給している給付金等のうち**最大規模の支援策**
- ✓ 令和2年度の支出件数424万件、支出済額計5兆5417億円、うち持続化給付金を**受給した個人事業者は281万人**（2年12月までに受給した個人事業者は263万人）
- ✓ 今後も災害、感染症の発生や社会経済情勢の変動等に伴い、持続化給付金の給付事業と同様に受給者数が膨大な給付事業等が実施されることも考えられる

検査の状況

1. 統計的な手法を用いて無作為に抽出した11,000人のうち、2年分所得税申告データが確認できた8,903人の所得税確定申告書の収入金額の状況をみたところ、収入金額が持続化給付金の受給額未満となっていて、**持続化給付金が収入計上されていないと見られる者が428人**（2年分所得税申告者8,903人に占める割合**4.8%**。持続化給付金受給額計3億8418万円）
上記の11,000人において見受けられた状況は、持続化給付金を受給した263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定
2. 国税通則法に基づく協力要請により支給庁（中小企業庁）に対して行った**持続化給付金の給付実績の照会実績は、国税局によって区々**（3、4両年度の合計が1,000件を超えるところがある一方で、数十件や全くないところもある）となっており、また、国税庁は**給付実績の照会に係る活用効果については把握していない**
3. 8年度から運用予定の次世代システムでは、データ化する情報を拡充して、納税者から申告された情報と国税当局が保有する情報とのデータマッチングを効率的、効果的に実施することが可能になるとしているが、国税通則法に基づく照会手続については、データの取得に当たって支給庁との調整が必要になること、予算の制約があることなどの各種制約から、活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等の給付実績に係るデータと申告された内容を**システム上でマッチングするための具体的な体制整備についての検討は行われていない**

所見

- ✓ 引き続き納税者に対して**適正な申告が行われるよう周知等**すること（検査の状況1）
- ✓ 給付金等の収入に関して**納税者に適正な申告を促すこと、給付金等の収入計上の有無を効果的に確認することについて**、現行の申告審理等や照会手続の中で**より効果的な方策を検討**すること（検査の状況2）
- ✓ 税務行政の**デジタル・トランスフォーメーションにおける課税の効率化、高度化等に係る中長期的な取組の中で検討**すること（検査の状況3）

検査の背景

持続化給付金及び所得税申告の概要

中小企業庁は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けているフリーランスを含む個人事業者及び法人に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするためとして、事業全般に広く使える新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（**持続化給付金**）を支給（収入が前年同月比50%以上減少した事業者に支給。個人事業者の上限100万円、法人の上限200万円）

持続化給付金の令和2年度の支出件数は424万件（支出済額は計5兆5417億円）。うち、個人事業者は281万人（全体の2/3）
個人事業者は、**所得税の申告**に当たり、**持続化給付金の受給額**を、事業所得、雑所得又は一時所得として**収入計上**（ただし、総収入金額より必要経費の方が多ければ、申告義務は生じない）

検査の状況 1

持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況等

<中小企業庁>

令和2年度に持続化給付金を個人事業者281万人に支給

うち、令和2年12月末までに受給した個人事業者**263万人**に係る受給データを提出

<会計検査院>

個人事業者263万人に係る受給データの中から、統計的な手法を用いて**11,000人**を無作為抽出

<国税庁>

会計検査院が無作為抽出した**11,000人**の所得税申告データを提出

無作為抽出した11,000人に係る**受給データと所得税申告データを突合**する方法により、所得税の確定申告における持続化給付金の**収入計上の状況を確認**

申告された収入金額が持続化給付金の受給額を下回っているもの

11,000人のうち、令和2年分の所得税の申告が確認できた個人事業者数 **8,903人**

残りの2,097人は、総収入金額より必要経費の方が多いため課税される所得金額が生じないなどの可能性により、確認できず

持続化給付金が収入計上されていないと思料される個人事業者数 428人

当該個人事業者が受給した持続化給付金の額 **3億8418万円**

無作為抽出した11,000人において見受けられた状況は、持続化給付金を受給した263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定

所見

引き続き納税者に対して**適正な申告が行われるよう周知等**すること

検査の状況 2 国税庁における持続化給付金に係る資料収集の状況

国税局等	照会件数		
	3年度	4年度	計
札幌国税局	120	5	125
仙台国税局	0	0	0
関東信越国税局	6	55	61
東京国税局	0	551	551
金沢国税局	0	0	0
名古屋国税局	0	30	30
大阪国税局	1,419	237	1,656
広島国税局	2,736	5	2,741
高松国税局	8	6	14
福岡国税局	2	22	24
熊本国税局	0	0	0
沖縄国税事務所	0	1	1
計	4,291	912	5,203

申告漏れ等の蓋然性が高いなど、課税上の問題があると認められる場合に照会を行っていた

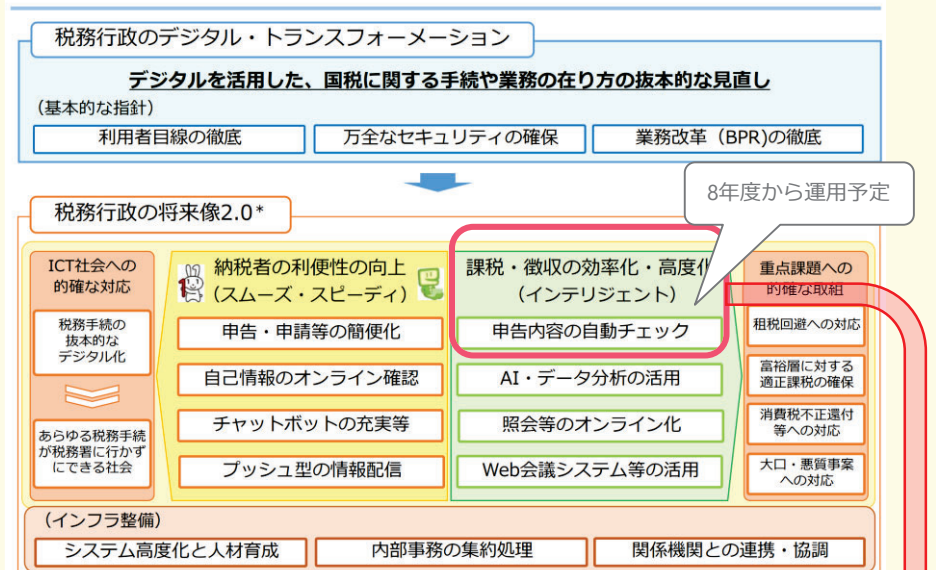
3、4両年度の合計が1,000件を超えるところがある一方で、数十件や全くないところもある

(注) 件数には、家賃支援給付金に係る照会の件数を含んでいる

国税通則法に基づく協力要請により支給庁（中小企業庁）に対して行った持続化給付金の給付実績の照会実績は、国税局によって区々となっており、また、国税庁は給付実績の照会に係る活用効果については把握していない

所見 給付金等の収入に関して納税者に適正な申告を促すこと、給付金等の収入計上の有無を効果的に確認することについて、現行の申告審理等や照会手続の中でより効果的な方策を検討すること

検査の状況 3 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組状況



出典：「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 - (令和4年2月更新 国税庁)」を一部加工

国税庁は、国税通則法に基づく照会手続については、データの取得に当たって支給庁との調整が必要になること、予算の制約があるなどの各種制約から、活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等の給付実績に係るデータと申告された内容をシステム上でマッチングするための具体的な体制整備についての検討は行われていない

所見 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションにおける課税の効率化、高度化等に係る中長期的な取組の中で検討すること